

### 第3回「北東アジアの平和と安全保障に関するパネル」

#### 共同議長声明と提言

モスクワ、2018年5月31日～6月1日

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）主催

#### 対話と非核化に向けた新たな展望

2018年4月27日に板門店にて開催された韓国文在寅大統領と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）金正恩朝鮮労働党委員長両首脳による南北朝鮮首脳会談とそれに続く非核化に向けての対話への回帰に、私たちは大変感銘を受けた。今年初頭までは米国と北朝鮮首脳が「核の威嚇」を公言する事態となつた。そうした時期を経てまとめられ、発表された「板門店宣言」を歓迎する。「宣言」は緊張緩和、朝鮮半島の恒久的平和の構築、そして「朝鮮半島の完全な非核化という共通の目標を達成」することにコミットしている。さらに両政府が、これらの目標達成のために、それぞれが一方的な信頼醸成措置に踏み出したことも評価したい。具体的には、北朝鮮からは核実験とミサイル実験の凍結、核実験場の閉鎖、韓国側からは米国との共同軍事演習の一時的延期（2018年冬季五輪終了まで）、そして両国ともに非武装地帯での対立防止対策をとることなどが含まれている。

一方で、計画されている米朝首脳会談が中止され、さらに米朝間での「核の威嚇」が再び繰り返されるような事態が発生した場合には、強い懸念を示すことになる。この高い人口密度をもつ朝鮮半島と北東アジアにおいて、いつたん核兵器が使用されれば、韓国、日本のみならずアジア太平洋の全域に想像もつかないほどの「非人道的大惨事」をもたらすだろう。さらに、隣接する中国、ロシアといった核保有国の存在を考えれば、そのような核攻撃が世界的な核戦争にエスカレートする恐れも十分に考えられる。朝鮮半島に平和をもたらすためには、軍事的手段ではなく対話と外交的手段が今、最も緊急に求められているのだ。

この地域における破壊的な核戦争のリスクが極めて深刻であるとの認識から、私たちは最初の対話が、早急に国際的に認められる確固たる「検証措置制度」の合意につながる必要性を訴える。そういう検証制度は、北東アジアの平和と安全保障、そして非核化にとって必要不可欠だからだ。トランプ一金首脳会談は、段階的平和構築と非核化プロセスに必要で固有な検証措置にむけた政治的意図を確立するうえで不可欠なものである。

PSNA専門家による研究の成果として、この非核化プロセスに必要ないくつの段階が明確にされた。なかでも、M. ハルペリン、P. ヘイズ、T. ピッカリング、L. シーガルの共著による「北朝鮮における核外交ロードマップ」が注目される。彼らの提案（2005年の6か国協議共同声明をモデルとしている）の重要な要素は以下のようなものである。

- 6か国による北東アジア安全保障協議会の設置
- 経済制裁を徐々に緩和

- 敵対行為の廃止を宣言
- 朝鮮戦争を平和協定に転換させる平和プロセスの構築
- 北朝鮮への人道支援に加え、地域全体に恩恵をもたらす経済・エネルギー支援の開始
- 「非核兵器地帯（NWZ）」（北朝鮮が、法的拘束力のある形で核施設や核兵器の解体を実施し、非核化にコミットする枠組み）の設立

ロードマップの第1段階は、北朝鮮がすべての核及びミサイル実験、並びに（ウラン濃縮を含む）核物質生産を中止することから始まる。それに対し、米国・韓国は合同演習（特に核兵器使用を想定した演習）を縮小することにコミットする。そして、北朝鮮にエネルギーと人道的支援を供与する。

第2段階は、6か国協議の無条件再開、信頼醸成措置、関連実験施設解体との検証、新たな平和と地域安全保障制度についての交渉開始が含まれる。

そして最後の段階は、法的拘束力をもった国際的に検証可能な「非核兵器地帯（世界にある5つの非核兵器地帯とモンゴル非核兵器地位と同様）」の宣言と実行、朝鮮戦争終結のための平和協定合意、そして地域の核兵器国から非核兵器地帯に含まれる非核保有国に対する「消極的安全保証」の供与があげられる。

このような北東アジアの平和と安全保障にむけたロードマップの実施が成功するには、南北朝鮮と米国の意思のみならず、他の地域諸国、特に日本とモンゴル、さらには隣国の大國である中国とロシア、さらには国連や国際社会の支持が不可欠である。

この地域で、鍵を握る国家として、日本政府に対し、最近の板門店宣言から始まる新たな平和外交を強力にかつ実質的にも支援することを要請する。忍耐強く、かつ配慮ある外交でリーダーシップを示し、北東アジア平和プロセスの原則と目標に関する6か国宣言に参加することが求められる。また、朝鮮問題の包括的・平和的解決、北朝鮮との国交正常化にむけて残された課題の解決、そして2006年に中央アジア非核兵器地帯設立に向けて支援したのと同様に、北東アジア非核兵器地帯への実質的・外交的支援を供与することを求める。

## 継続する北東アジアにおける核の脅威

北東アジアにおいて、核使用のリスクとその脅威について、我々は引き続き深刻な懸念を持っている。そのリスクとしては：①地域に配備されたミサイル防衛、特に高高度防衛ミサイル(THAAD)ならびに計画されている「イージス・アショア」の配備によりもたらされる軍拡 ②北東アジア海域、特に南シナ海と台湾海峡に配備される核兵器装備可能な戦闘艦艇の増加 ③地域

内での核兵器に転用可能な核物質の在庫量増加等、今回のワークショップで専門家が指摘したリスクがあげられる。

韓国に既に配備された THAAD と日本に配備予定のイージス・アショアについては、これらが一見純粋に防衛のための配備とみられるものの、実は攻撃力を強化できる「両用」の役割を持ちうるものであり、対抗上相手国がミサイル防衛システムを凌駕するためにミサイルの多弾頭化や弾道ミサイルの増強措置を取らざるを得なくなるため、結果的に軍拡につながる恐れが高いことに強い懸念を有している。さらに、そのレーダー監視能力が中国やロシア領土まで拡大されているため、潜在的には中国やロシアに対する「先制攻撃能力」となりかねず、中国やロシアの「報復攻撃能力」の低下にもつながる可能性がある。こういった懸念が地域の不安定化につながっていく恐れがある。

また、（中国は核先制不使用政策を維持しているものの）核保有国の一には先制攻撃をも辞さない準備を既に進めていることを宣言している。こうした方針がもたらす誤算や事故による核戦争のリスクについても、我々は深く懸念している。コンピューターによる早期警告のエラーや核兵器システムへのサイバー攻撃による核戦争のリスクもありうる。さらに、通常弾頭だけでなく核装備も可能な新たな中距離巡航ミサイルの開発にも同様の懸念を持っている。これらが通常弾道装備ミサイルだとしても、核装備と誤解される可能性があるからだ。

北朝鮮では、既存の核兵器や潜在的に核兵器開発に利用可能な施設が、まだ知られていない地域にも存在することが考えられる。達成された合意順守に対する信頼を高めるために、地域におけるすべての国によって、実効性のある検証制度を確立する必要性がある。そのような検証制度は、国際原子力機関 (IAEA) による保障措置協定のみならず、地域においてより強制力を高めた地域検証制度も検討することが求められる。

### **新たに採択された核兵器禁止条約 (NWPT)**

122か国の賛成を得て昨年7月に採択された核兵器禁止条約 (NWPT) は、化学兵器や生物兵器を法的に禁止したのと同様、核兵器に悪の烙印を押し、国際法の下で明確に禁止するものだ。この新しい条約は、核抑止にいまだに依存している国々に対し、新たな規範圧力をかけ続けるよう国際社会に働きかけるものである。たとえ限定的な核戦争であったとしても、人道、経済、そして環境面での地球規模への影響は避けられないことを再認識するよう要請するものだ。核使用による破滅的結末は、地球全体の安全保障より自国の安全保障を重視して核抑止力を正当化する国々の国境をはるかに超えて、地球規模の影響を与える。核兵器を保有する9か国は、意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器の使用がもたらす人道的そして地球規模の脅威を、ほとんど無視しようとしてきた。我々は、「核の傘」国家を含むすべての国に対し、その安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、核兵器禁止条約にできるだけ早期に批准することを求める。

## 核不拡散条約（NPT）イニシアティブとその行動計画

1968年に採択された核不拡散条約（NPT）は、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮といった核兵器保有国を含んではいないが、その他の5核保有国に対しては、核兵器への依存度を低減させ、全面的な核廃絶にむけて、

「核軍拡競争を廃止し、誠実な軍縮交渉を真摯に進める」ことを第6条で義務付けている。また2010年NPT再検討会議の合意文書である行動計画第5項目においては、核兵器国が「すべての軍事ドクトリン・安全保障政策における核兵器の役割を即座に低減させる」ことに約束をしているのである。しかし、5核兵器国すべて（中国、ロシア、フランス、英国、米国）は、NPTが核軍縮にふさわしいフォーラムであると主張している一方で、核兵器やミサイルの近代化計画に取り組んでいるのが実態である。2020年のNPT再検討会議が近づいている今、すべての核保有国は核兵器の役割を低減するという合意を守り、核兵器廃絶に向けて真剣に取り組むことを私たちは要求する。

### 提言

- 南北両首脳による歴史的な板門店宣言を契機に、朝鮮半島の平和と非核化に向けて、朝鮮戦争の恒久的な解決についてすべての関連諸国が実質的な交渉を早期に始めることを要請する。
- もし、6月に予定されているシンガポールでの米朝会談が開催されなかった場合、板門店宣言の精神に則り、できるだけ早期に首脳会談の予定を再調整することを、両国首脳に対し要請する。
- 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、韓国、日本政府に対しては、ロシア、中国、米国と連携して、これらの交渉を監視する六か国北東アジア安全保障協議会の設立をさらに訴える。
- PSNA、RECNA、そしてノーチラス研究所の専門家による研究結果に基づき、北東アジアにおいて、法的拘束力をもった「非核兵器地帯」の設立を提言する。当面は、朝鮮半島の非核地帯化から始め、その後日本やモンゴルを含む形での合意を目指す。条約は、NPTの5核兵器国から法的拘束力を持った「消極的安全保証」が含まれるため、拡大核抑止への依存もやがて必要ではなくなる。
- 地域諸国に対しては、IAEAと十分協議のうえ、北東アジア地域独自の検証制度の導入を検討するよう強く提言する。この地域検証制度は、IAEAによる保障措置を補完し、地域のすべての国が、非核化措置について条約を順守していることを検証し、すべての条約国の信頼性を高める役割をはたすものである。

- 地域のすべての国々に対し、これ以上の軍事行動や相手を刺激する声明（特に体制転換に関連する見解）を抑制するよう、十分に配慮することを要請する。そのような行動や声明は、誤解や不信を招きかねず、相互に短期的・長期的な脅威につながる可能性が高い。その結果、平和と非核化にむけた交渉に悪影響を与えかねないからである。
- 現在核抑止力に（直接・間接に）依存しているすべての国に対し、次の **NPT** 再検討会議に向けて、その安全保障政策における核兵器の役割を低減させる目に見える形での措置をとることにコミットするよう奨励する。また、核兵器禁止条約にできるだけ早期に署名・批准するよう要請する。
- 過去に合意した国際合意からの離脱、例えば北朝鮮は **NPT** から脱退、米国は **ABM** 条約から脱退、そして最近ではイラン核合意（共同包括的行動計画：**JCPOA**）からの離脱等が現実に起きていることを考えると、市民社会と国際社会が、核軍縮合意や条約の非可逆性原則を守るよう主張することを強く要請する。また、北東アジア非核化に関する条約には、一方的な離脱や短期間での離脱表明を禁止するような条項を含めることを要請する。
- 最後に、地域における重要な位置を占める日本政府に対し、北東アジアにおける平和と非核化に向けた動きを全面的に支持、支援するよう要請する。具体的には、北朝鮮との国交正常化、北東アジア非核兵器地帯設立への支援と協力を強く要請する。

北東アジアの平和と安全保障に関するパネル（PSNA）共同議長

マイケル・ハメル・グリーン  
ビクトリア大学名誉教授  
オーストラリア

ジョン・イン・ムン  
アジア太平洋核不拡散・軍縮リーダーシップネットワーク（APLN）  
共同議長  
韓国

梅林 宏道  
RECNA 前センター長・客員教授  
日本